

公の施設（指定管理者施設）のあり方検討 報告書（案）

平成 22 年 2 月 9 日

公の施設のあり方検討委員会

目 次

公の施設（指定管理者施設）のあり方検討を終えて	．．．．．	P 1
1 留意点	．．．．．	P 1
(1) 指定期間に対する考え方		
(2) 県立施設としての妥当性		
2 全体を通しての課題	．．．．．	P 2
(1) 県民生活の中での「施設の存在」(県民認知度の向上)		
(2) 利用料金の見直し(理解が得られる範囲での利用者負担の増)		
(3) 定期的な検証の仕組みの構築		
公の施設（指定管理者施設）のあり方検討の基本的な考え方	．．．．．	P 4
検討対象施設一覧	．．．．．	P 5
公の施設（指定管理者施設）のあり方検討の経過	．．．．．	P 6
個別施設に対する検討結果	．．．．．	P 7
指定管理者施設の認知度に関するアンケート調査の概要	．．．．．	P 38
愛媛県公の施設のあり方検討委員会設置要綱	．．．．．	P 41
愛媛県公の施設のあり方検討委員会委員名簿	．．．．．	P 42

公の施設（指定管理者施設）のあり方検討を終えて

「公の施設のあり方検討委員会」は、平成21年5月25日の「第1回委員会」をスタートに、約9ヶ月間、「公の施設」のうち指定管理者制度を導入している25施設を対象に、県が引き続きサービスを提供する必要性など「県としての役割」に焦点を当てながら、そのあり方について「県の政策における重要度」や「県と市・民間との役割分担」を基本的な観点として検討を進めて参りました。

そして、今回、福祉や文化をはじめ、様々な分野で各種の行政サービスが提供されている事実を再確認したうえで、私を含めた7名の委員の意見をもとに、「県立施設」としての存在意義や将来のあり方について取りまとめました。

検討の過程においては、県の厳しい財政状況も踏まえ、「設置以降の環境変化」や「管理運営に要するコスト」、「利用者増加への取組」、「地域との連携」など多方面にわたって議論がなされ、結果として、施設によっては現状を容認しがたいといった厳しい意見も出されたところでもあります。

個々の施設の方向性については、それぞれ違いはありますが、これからの「公の施設」に共通して求められるものは、時代の流れや将来の県民ニーズにどれだけ応えられるのか（応えていくのか）といった点だと考えます。

今後、「県」をはじめ、地方自治体を取り巻く環境は、「地域主権」というキーワードのもと、これまでになく大きな変革の波が押し寄せることが予想されますが、仮に財政状況が好転することがあったとしても、まずは既にある『県民共有の財産』を有効活用していくことを優先的に考え、県民生活に役立つ利用が見込まれるのであれば、場合によっては施設の設置目的を変えてでも対応するといったような『柔軟性を持った対応』が今後必要ではないかと考えております。

以下に、今回の検討に当たり、全体を通して留意した点及び委員会としての提言を含めた課題を整理しましたので、個別の施設に対する意見も含めて、今後、県において適切な対応がなされることを期待いたします。

平成22年2月9日

公の施設のあり方検討委員会

会長 妹尾 克敏

1 留意点

(1) 指定期間に対する考え方

検討対象とした25施設については、24施設が昨年度（平成20年度）に、また残りの「えひめ森林公園」が今年度（平成21年度）に指定更新手続きを行っており、その結果、指定期間は25施設全てについて平成25年度末（26.3.31）までとなっている。

当委員会においては、この指定期間が県議会の議決を得たものであること、指定期間中の廃止は指定管理者側に不利益が生じることなどを考慮し、「現在の指定期間は満了すること」を基本として意見集約を図ったところである。

また、現状維持以外の方向性を提示した施設については、利用者をはじめとする関係者（団体）だけではなく、指定管理者側との調整も必要であり、その対応には相当の時間が必要であることにも配慮し、次期更新をひとつの目途に県としての結論が導けるよう整理したところである。

(2) 県立施設としての妥当性

今回の検討の主要課題は、将来的にも県立施設として維持していくべきかどうかという点であり、したがって、結論部分には「県立施設として維持していくことが適当」又は「それ以外の方向性」を提示している。

なお、「県立施設として維持していくことが適当」とされた施設についても、対応すべき課題が見受けられたものについては、併せて明記することで県の対応を求めたところである。

2 全体を通しての課題

施設ごとの検討結果については、施設の設置目的、施策上の位置付け、社会経済情勢、県民ニーズの変化、施設の利用状況等を踏まえて、県の施設として設置目的を果たしているのかどうかといった視点から、それぞれに整理したところであるが、施設全般に対しての共通的な課題としては、次の3点を挙げたい。

(1) 県民生活の中での「施設の存在」(県民認知度の向上)

検討対象である25施設は、福祉や経済、文化やスポーツなど多分野にわたっているが、今回、県政モニターに対して「各施設の認知度調査」を実施したところ、全体的には一定の認知度はあるものの、施設によってはより認知度を上げて利用促進に努める必要があるものも見受けられた。

この県政モニターに対する調査のみをもってそのまま県民の認知度とすることはできないが、県としては本来知っておいて欲しいはずのものが知られていないという現実については、各施設所管課や指定管理者をはじめ、県自身が真摯に受け止め、早急な対応をとる必要があると考える。

県の厳しい財政状況を背景に「広報、周知」に係る経費も十分ではないと思われるが、少なくとも、パンフレットの作成・配布、HPによる周知といった従来手法に止まらず、ターゲットと考えている県民に対してのアプローチの仕方について、これまで以上に知恵を絞らなければ、県民の認知(理解)が得られないまま、投入される財源の額の多寡をもって、イメージ的に「無駄な施設」としてのレッテルが貼られる恐れがあることを今一度真剣に考えるべきである。

(2) 利用料金の見直し(理解が得られる範囲での利用者負担の増)

検討対象とした25施設のうち、いわゆる利用料金をとっているのは16施設であるが、例えば、周辺環境や設備面でも稀な存在である「生活文化センター」の「和室」を朝の9時から夜の9時30分まで利用した場合わずか3,560円であるように、全体的に「利用料金の安さ」を感じた。

「公の施設」として貴重な税金を投入し、県民福祉の増進を目指している以上、できる限り低料金でサービスを提供することは理解できるし、利用者(納税者)にとっても少ない負担で利用できることは大変意義のあることであると思うが、一方で、施設の老朽化などを踏まえると、今後、厳しい財政運営を余儀なくされる状況が続く中であって、全ての施設に満足な財源を投入していくことは難しく、限られた資源をこれまで以上に有効に活用していかなければならない中で、現在提供されているサービスを維持していくには、施設の目的や利用者にも配慮しつつ、適度な利用者負担を求めていくことも検討する必要がある。

例えば県内外から多くの来園者のある「とべ動物園」では、平成21年度から入園料をこれまでの大人300円から450円に上げたにもかかわらず、利用者数は増加傾向にある。

このことは、料金に見合うだけのサービスがなされるのであれば、ある程度の負担は理解が得られることを証明したのとも言える。

現行制度における料金設定は、県が料金の上限を条例で設定し、その範囲内で、運営主体である指定管理者の裁量により決定されていることから、設置主体である県が料金の上限額を上げたとしても、実態が伴うかどうかは不確定な部分が大いだが、少しでも利用料金収入を増やし、施設の維持や提供されるサービスに充当されることで施設としての継続性が確保されるのであれば、「利用者負担の増」といったある意味マイナスイメージにも受け取られかねないことであっても、中・長期的なスパンで、かつ大幅な利用者負担増にはならない範囲で、現在の利用料金の額を見直すことも必要ではないかと考える。

(3) 定期的な検証の仕組みの構築

「公の施設」のあり方については、本県の行政改革推進の重要課題のひとつとして、これまで「県直営施設」の見直しが行われており、今回は「指定管理者制度を導入している施設」についてそれぞれ検証・検討してきたところである。

この背景には、国・地方を問わない厳しい財政状況があるが、改めて振り返ってみると、県民サービスの充実を図るために時代の要請に応じて設置された施設、いわゆる「箱物」については、やはり造ることが目的化しており、造るまでの労力に比べて、その後の運営コストや施設の役割といった部分の予測や検証が十分ではなかったのではないかと感じている。

今回の指定管理者施設の検討では、その多くが「県立施設として維持していくことが適当」という結論に達したが、これはあくまでも現段階における結論であり、どの施設についても未来永劫県立施設として維持していくことが適当ということではなく、その時代環境や県民ニーズに柔軟に対応していくことを前提に貴重な税金を投入していかなければならないという点を十分に認識しておく必要がある。

特に、当委員会として現指定管理期間中に「検討」や「協議」を求めたものについて、その対応がなされない場合には、改めて抜本的な見直しも必要と考えており、その意味においては、平成25年度中の次期更新作業を前に「更新の是非」を判断する平成24年度末がひとつのタイムリミットであることを意識しておいていただきたい。

このため、これまでの検討を踏まえ、県自らが定期的に検証し、併せて県民に対する説明責任も果たしていけるような仕組みを作っておかなければ、何年か後に、再度一から時間をかけた整理をしていかなければならない場面が訪れることから、直営、指定管理を問わず、「公の施設」については、県が定期的に検証していく仕組みを構築することを当委員会として提言したい。

また、それに併せて、今後、新たに施設を設置しなければならない必要が生じた場合には、これまで以上に、中・長期的なスパンに立って「将来的な役割」や「コスト」についても十分に協議・検討を行ったうえでの判断がなされることを期待したい。

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討の基本的な考え方

(1) 施設の役割の再検証

検討に当たっては、まず、その施設が県民に対し“何を提供し(=手段)”、“どのような状態にしたいのか(=意図)”という施設設置の目的、また、それによって“どのような効果が見られるのか(=成果)”など、「施設の役割」について今一度検証した上で、次の観点から各施設のあり方を検討する。

(2) 検討に当たっての基本的な観点

県の政策における重要度

県と市町・民間との役割分担

- Point -

社会経済情勢の変化等を踏まえ、その施設が提供するサービスは、県が提供すべき性質、レベルのものであるか。 《必要性・妥当性の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・施設の目的を既に達成してはいないか。
- ・施設の存在意義が希薄となっていないか。(現時点では存在意義が認められる場合であっても、将来的にはどうか。)
- ・市町や民間によるサービスの提供が可能ではないか。(市町等へ移管することによって、施設の効用をより高めることはできないか。)
- ・一部の地域や団体等に偏った利用となっていないか。 など

- Point -

将来にわたりその施設に投資を続けること(貴重な税金を投入すること)に対し、県民(納税者)の理解は得られるか。 《費用対効果の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・他の施策(事務事業等)と比べた優先順位はどうか。
- ・今後も施設を維持することによって、「成果」の維持・向上は見込まれるか。
- ・その施設がなくなった場合(又は“県立施設”でなくなった場合) 県民生活にどのような影響が生じるのか。
- ・あえて施設を構えなくても、提供可能なサービスではないか。 など

- Point -

貴重な県の(県民の)資産として、さらに有効に活用することはできないか。 《有効性の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・環境の変化によって、施設の規模が過大となっていないか。(仮に余剰部分がある場合、譲渡や貸し出し等、有効活用を検討する余地はないか。)
- ・他の施設や機能を集約(多機能化)することで、効率化やサービスの向上は見込めないか。 など

検 討 対 象 施 設 一 覧

	施 設 名	所 管 課	指 定 管 理 者 名
1	女性総合センター	男女参画課	(財)えひめ女性財団
2	体験型環境学習センター	環境政策課	イヨテツケーターサービス(株)
3	宇和海自然ふれあい館	自然保護課	愛南町
4	総合社会福祉会館	保健福祉課	愛媛県社会福祉協議会
5	ファミリーハウスあい	健康増進課	NPO法人ラ・ファミリエ
6	えひめこどもの城	子育て支援課	イヨテツケーターサービス(株)
7	母子生活支援センター	子育て支援課	愛媛県社会福祉事業団
8	身体障害者福祉センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団
9	障害者更生センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団
10	視聴覚福祉センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団
11	在宅介護研修センター	長寿介護課	NPO法人愛と心えひめ
12	国際貿易センター	産業政策課	愛媛エフ・イー・ゼット(株)
13	植物くん蒸所	産業政策課	愛媛エフ・イー・ゼット(株)
14	テクノプラザ愛媛	産業創出課	(財)えひめ産業振興財団
15	産業情報センター	産業創出課	(財)えひめ産業振興財団
16	物産観光センター	観光物産課	愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム
17	えひめ森林公園	森林整備課	愛媛県森林組合連合会
18	松山観光港ターミナル	港湾海岸課	松山観光港ターミナル(株)
19	南予レクリエーション都市公園	都市整備課	南レク(株)
20	道後公園	都市整備課	コンソーシアムGENKI
21	総合運動公園	都市整備課	(財)愛媛県スポーツ振興事業団
22	とべ動物園	都市整備課	(財)愛媛県動物園協会
23	県民文化会館	文化振興課	(財)愛媛県文化振興財団
24	生活文化センター	文化振興課	(株)ウイン
25	武道館	保健スポーツ課	(財)愛媛県スポーツ振興事業団

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討の経過

月	実 施 事 項	左 記 の 内 容 等
(H21年度)		
4	委員会設置要綱制定・委員委嘱	
5	第1回検討委員会【25日(月)】 打合せ会(第1回)【25日(月)】	会長選出、施設概要説明、スケジュール決定等 各施設検討ポイント、現地視察要領等説明
6	現地視察(6施設)【12日(金)】	〔テクノプラザ愛媛、産業情報センター、 視聴覚福祉センター、植物くん蒸所、 国際貿易センター、物産観光センター〕
7	現地視察(6施設)【14日(火)】	〔在宅介護研修センター、母子生活支援センター、 身体障害者福祉センター、障害者更生センター、 総合社会福祉会館、生活文化センター〕
	打合せ会(第2回)【31日(金)】	各施設の論点整理等
8	第2回検討委員会【26日(水)】	更に議論を重ねていく施設として11施設を選定 〔女性総合センター、体験型環境学習センター、 宇和海自然ふれあい館、ファミリーハウスあい、 えひめこどもの城、障害者更生センター、 在宅介護研修センター、産業情報センター、 物産観光センター、南予レクリエーション都市公園、 生活文化センター〕
9	県政モニターに対するアンケート調査	対象施設に対する認知度アンケート
10	検討委員会委員によるヒアリング	10月27日(火) 〔・女性総合センター ・体験型環境学習センター ・生活文化センター ・在宅介護研修センター〕
11		11月4日(水) 〔・南予レクリエーション都市公園 ・産業情報センター ・えひめこどもの城〕 11月9日(月) 〔・障害者更生センター ・宇和海自然ふれあい館 ・ファミリーハウスあい ・物産観光センター〕
12	打合せ会(第3回)【9日(水)】	各施設の方向性についての協議
1		
2	第3回検討委員会【9日(火)】 パブリック・コメント	委員会としての見直し案の決定
3	行政改革・地方分権推進本部会議 見直し方針の公表	県としての見直し方針決定

個別施設に対する検討結果

1	女性総合センター	P 8
2	体験型環境学習センター	P 9
3	宇和海自然ふれあい館	P 10
4	総合社会福祉会館	P 11
5	ファミリーハウスあい	P 12
6	えひめこどもの城	P 13
7	母子生活支援センター	P 15
8	身体障害者福祉センター	P 16
9	障害者更生センター	P 17
10	視聴覚福祉センター	P 19
11	在宅介護研修センター	P 20
12	国際貿易センター	P 21
13	植物くん蒸所	P 22
14	テクノプラザ愛媛	P 23
15	産業情報センター	P 24
16	物産観光センター	P 26
17	えひめ森林公園	P 28
18	松山観光港ターミナル	P 29
19	南予レクリエーション都市公園	P 30
20	道後公園	P 32
21	総合運動公園	P 33
22	とべ動物園	P 34
23	県民文化会館	P 35
24	生活文化センター	P 36
25	武道館	P 37

1 女性総合センター

1 現 状

- ・昭和 62 年 11 月に設置された施設である。
- ・本県における「男女共同参画社会の実現」の拠点として、女性に関する相談業務をはじめ、男女共同参画社会の構築のための様々な研修等を実施しているほか、各種女性団体の活動拠点であるとともに、特に近年社会問題化しているDV問題に対応するため「配偶者暴力相談支援センター」としての役割も担っている。
- ・年間の利用者数は、平成 20 年度実績で約 6 万人となっており、指定管理者制度導入後、増加傾向にある。

2 施設に関する整理事項等

本県における男女共同参画社会の実現の具体的方策を示した「男女共同参画計画」については、世論調査や国の男女共同参画計画の全面見直しといった動向を見ながら、平成 22 年度から次期計画の策定作業が行われる予定である。

目的が不明確となり、以前から課題となっていた「ニューメディアルーム（2階）」については、老朽化したVTR設備を撤去し、「女性団体連絡室（現在は1階に設置）」とする方向で、具体的活用方策が検討されている。

他の県有施設にも設置例のある「茶室」をはじめ、「視聴覚室」や「円卓会議室」などの利用状況が思わしくないスペースについては、一層の利用促進を図る必要がある。施設の名称について、あえて「女性」を強調した名称は時代にそぐわないことから、現センターの名称を、女性や男性を問わないといった「男女共同参画」の趣旨が反映されるものに改称する必要があると考える。

3 今後の施設のあり方

男女共同参画社会の構築に関しては、平成 14 年 3 月に「愛媛県男女共同参画推進条例」を制定してから約 8 年が経過し、その間、当施設を中心に様々な施策が展開されてきた。実状を見る限り、理想としている社会の実現には解決すべき課題も多く残っているため、引き続き県の政策として取り組んでいく必要があると認められる。

また、県内市町の現状からも、県がリーダー的役割を担う必要が認められ、利用率の低いスペースの利用促進を図りながらも引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、現在の名称については、設置当初は「女性の地位向上」を目的としていた経緯はあるものの、「男女共同参画」という時代の流れにも配慮する必要があると考えることから、利用者をはじめ、「男女共同参画会議」の意見なども聞いたうえで、リニューアルされることを期待する。

2 体験型環境学習センター

1 現 状

- ・平成 15 年 4 月に「えひめこどもの城」の敷地内に設置された施設である。
- ・地球的規模での課題解決が早急に望まれている「地球温暖化防止」について、環境学習機会の提供を主たる事業とし、地球環境に対する意識啓発を主目的としているが、その設置効果を具体的に示す数値はなく、平成 20 年度の利用者数は約 1 万 7 千人、環境学習プログラム等への参加者は、設置以降延べ約 8 万人（21.3.31 現在）となっている。
- ・施設利用は無料であることから利用料金収入はない。

2 施設に関する整理事項等

年間 30 万人を超える来園者のある「こどもの城」と一体化することによって、家族（親と子）が一緒になって環境学習を行うことができ、これらを通じた環境保全活動の支援が可能になるとして設置されたものであり、近年利用者は増加傾向にあるが、平成 20 年度でも「こどもの城」利用者のわずか 5% 弱にとどまっている点については、園内での設置場所や導線がわかりにくいといった実情はあるにしても、そのメリットが十分に活かされているとは言いがたい。

このことは、県政モニターアンケートでも、こどもの城については 97% のモニターが知っているとしたのに対して、当センターについては 54% が名前も知らないと答えていることから窺える。

また、「親子エコライフ室」、「エコ活動支援室」の利用率について、環境学習プログラムの実施による利用実績は約 39% であるものの、環境活動団体等への貸与実績は約 4%（平成 20 年度）と極端に低く、何らかの対策は必要と考える。

県内市町には、松山市と松前町に当センターに近い機能を持つ施設が設置されている程度で、環境について学習できる場は県内でもごく少数であることから、現実には、「エコライフ推進員派遣事業」、「県環境マイスター派遣事業」など、当施設を拠点とした各種事業を県下各地で展開することで普及啓発に努めている。

3 今後の施設のあり方

「地球温暖化防止」は、県民の誰もが取り組まなければならないものとして広く認識されており、「意識啓発」は、国、県、市町それぞれが役割分担をしながらきめ細かく取り組み、実行につなげていかなければならないものである。

また、県としてもその理念普及における当施設の必要性を説いており、当委員会においても、県の言うとおり県立施設として県下全域を対象とした意識啓発の拠点として、当施設の存在意義を認めるところであるが、最大の課題は、認知度の低さと利用者数の少なさである。

今後とも、県が地球温暖化防止の理念を普及していく県立施設として維持していくことが適当と考えるが、必要とする以上、例えば児童をターゲットとした市町教育委員会との連携強化をはじめ、設置場所のメリットを最大限に活かすような方策を打たない限り、埋没していく恐れを抱えていることも事実である。

よって、現指定管理者とも十分に協議のうえ、今以上に情報発信の拠点として多くの県民に認知され、地球温暖化防止に少しでも貢献できる施設となることを期待したい。

3 宇和海自然ふれあい館

1 現 状

- ・従前の施設の老朽化に伴い平成14年3月に改築した施設である。
- ・足摺宇和海国立公園の自然に関する情報提供、休憩、交流の場を提供することを目的としている。
- ・利用者数については、確認できる体制となっていないため不明であるが、年間約1千3百人程度の利用はあるものと推測される。
- ・改築前には地域の動植物等の展示もあったが、現在は、休憩所とトイレの機能が主となっており、自然に関する情報提供は写真パネルの展示やパンフレットの設置以外は、特に目立った展示や事業の実施はない。
- ・開設以来、県からの委託料支出はなく、現在の指定管理者である「愛南町」が制度導入前から、清掃等の維持管理経費を負担している。

2 施設に関する整理事項等

現在の施設は、先に設置されていた施設が塩害等のため老朽化したことにより、「当地を起点とした高茂岬までの遊歩道」を整備する国の公園事業の一環として、地元自治体（旧西海町）からの要望を受け、規模も大幅に縮小して改築したものである。その後、三位一体の改革により、国と地方との役割分担の明確化が図られ、国立公園については国の直轄事業として整備を行うこととされたが、現在までに国による事業は行われておらず、結果として当施設だけが残された経緯がある。

現状でも触れているように、実質は「休憩所」と「トイレ」の機能に偏っており、足摺宇和海国立公園の情報提供に関して、広く県民に周知するような内容になっておらず、利用者も地元住民が大半ではないかと思われる。

なお、平成13年度に改築された施設であり、整備の際には国庫補助金を活用していることから、仮に設置主体を変更する場合には、設置後10年以内であれば、国庫補助金の返還が必要となっている。

3 今後の施設のあり方

国立公園の自然に関する情報提供と、公園利用者の休憩や交流の場の提供が設置目的であるが、休憩施設としての一部の機能に偏っており、実態を見る限り県が維持しなければならない理由は見受けられない。

また、設置場所や内容から見ても、地元住民の利用が主であると推測されることから、将来的には、地元愛南町の公共施設として譲渡し、地域住民が利用する施設として活用することが最も有益と考える。

しかしながら、将来的な改修や改築に要する経費負担を考えた場合、愛南町の財政状況も考慮する必要があることから、まずは、国庫補助金の返還の必要がなくなる平成24年4月以降に、同町の意向も尊重しながら、譲渡に向けた協議を行っていただきたい。

なお、協議が整わない場合には、特に県としての財政負担が生じていないことから、老朽化等に伴い建替えや大規模修繕が必要となった段階での廃止も選択肢として考えられる。

4 総合社会福祉会館

1 現 状

- ・平成6年12月に設置された施設である。
- ・民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報提供、相談、研修等をはじめ、福祉人材の質の向上や県民のボランティア活動に対する支援などを目的としている。
- ・県内の各福祉団体の事務局が集約されているほか、貸館部門も含めた年間の利用者数は平成20年度実績で約5万8千人となっている。
- ・特に、貸館部門において、福祉目的の利用は減免措置が講じられるなど、福祉団体等への配慮がなされている。

2 施設に関する整理事項等

今後ますます少子高齢化が進行していく中において、「社会福祉の充実」は県として取り組むべき事項であり、当施設が福祉人材の養成や各種の福祉情報の提供といった役割を担っている点から、今後ともその機能の必要性は高まっていくものと考えられる。また、当施設には指定管理者である「愛媛県社会福祉協議会」をはじめ「愛媛県共同募金会」、「愛媛県身体障害者団体連合会」などといった全県を対象とした各種福祉関係団体が入居しているほか、愛媛県福祉人材センターや愛媛県ボランティアセンターなどの機能を有している。

当施設内には、「在宅介護研修センター」と一見類似した「介護実習・普及センター」が設けられているが、「在宅介護研修センター」が介護家族、介護ボランティア等を対象とした介護技術等の研修を実施しているのに対して、「介護実習・普及センター」は、主に専門知識を有する者を対象とした研修を実施しているほか、福祉用具・住宅改修に必要な知識・技術の普及促進に係る拠点として各種事業を展開しており、それぞれ役割分担して、人材育成や普及啓発を行っていると考えられる。なお、「在宅介護研修センター」との統合については、研修対象及び内容が異なることや、それぞれが研修内容に沿った設備となっていることから困難である。

利用者数については、指定管理者制度導入前と比べると約2千人ほど増加している。

しかし、施設利用率（稼働率）は全体的に5割を超える程度であり、利用の4割が福祉目的以外であるなど、今後も利用拡大の余地はまだ残されている。

3 今後の施設のあり方

「社会福祉の充実」は、県、市町が福祉関係団体との連携のもと、それぞれの役割を持って取り組まなければならないものであり、その中において、当施設は、福祉についての相談窓口や人材養成等、さらには県民のボランティア活動支援といった機能を持つほか、県内各種福祉団体の活動拠点を提供しており、これらの役割は県としての責務であることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

ただし、施設の利用率や約4割が福祉目的以外の利用である点を考慮すると、全体的な利用率の向上に併せて、より目的に沿った利用がなされるような工夫が必要であると考える。

5 ファミリーハウスあい

1 現 状

- ・平成 15 年 4 月に設置された施設である。
- ・医療施設において長期にわたる療養を必要とする子どもとその家族等に宿泊及び休憩の場を提供することによって、長期療養の子どもの精神的負担とその家族の精神的・経済的負担を軽減することを目的としている。
- ・年間の利用者数は平成 20 年度実績で約 3 千人であり近年は平準化している。
- ・県からの委託料支出はなく、施設の運営に要する経費については、利用料金収入と指定管理者の負担とによって賄われている。
- ・なお、県内及び中四国各県において同種の公立施設はない。

2 施設に関する整理事項等

利用者の約 98%が中予以外となっており、当然のことながら遠隔地の家族の利用がほとんどで、その点では目的に沿った利用がなされているが、利用者の内訳を見ると、小児患者家族の利用を優先してはいるものの、実際には成人患者家族の利用が 7 割近くを占めている。

長期療養が必要な児童数の推移について、参考となるデータのひとつとして誕生後のリスクの高い 2,500g 未満の低出生体重児の数を見てみると、平成 16 年以降、本県では概ね 1 千人程度の状況で推移しており、将来的にも同様の傾向が続くとの予測もある。

施設利用率（全 5 室の稼働率）は約 65%と一定の評価は得られると思われるが、利用拡大の余地はまだ残されているとも考えられる。

全国的には、民間財団等が設置運営している例が多く見受けられる。

3 今後の施設のあり方

長期療養中の子どもに関わる家族の経済的負担や療養中の子どもたちの精神的負担の軽減といった面から、例え小規模であっても施設そのものの存在意義は大きいものがあると考えられる。

また、県が設置主体となった経緯についても、従来から慢性疾患を持つ家族が滞在できる施設の設置を推進していた任意団体（現指定管理者）の動きがあったことに加え、天皇家の慶祝に関する事業（愛子さまご生誕）として施設整備の制度ができたことを受けたものであり、少子化対策の観点も踏まえ県が設置したということは妥当なものと考えられる。

さらには、隣接する県立中央病院の建替えが進んでいることも考慮すると、規模の大小、利用者数の多寡に関わらず施設の果たす役割は今後とも必要であるとも言える。

したがって、民間での支援が充実し、県内に広がっていくことが理想ではあるものの、現段階では、母子保健や子育てといった様々な観点からも県が果たすべき役割と言えることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

6 えひめこどもの城

1 現 状

- ・平成 10 年 10 月に設置された施設である。
- ・子どもたちに遊び、運動、交流等の機会を提供し、児童の健全育成を図るとともに、県内の児童館をはじめとする児童関連施設や関連組織との連携等を図るほか、児童の健全育成に携わる指導者やボランティア等を養成することを目的としている。
- ・年間の利用者数は、リピーターが約 7 割を占めるとはいえ、平成 20 年度実績で約 38 万人であり、近年増加傾向にあるとともに、県政モニターへのアンケートでも 97% のモニターが知っているとの回答が寄せられており、その認知度は高い。
- ・一方で、過去の包括外部監査では、その規模に伴うランニングコストが大きいことから過度な投資ではないか、また、児童の健全育成という理念と利用者の認識（遊園地ではないか。）が乖離しているなどの意見もある。

2 施設に関する整理事項等

施設の役割としては、「体験活動支援」、「県下児童関連施設のセンター的機能」、「人材研修・養成活動」が挙げられるが、体験活動支援（いわゆる遊びの場の提供）の比重が非常に大きいことが、児童の健全育成といった理念を掲げる行政と、単なる遊び場として利用している利用者との間に認識の差を生む要因となっている。

県内の児童館の設置状況は、「こどもの城」が開園した当時の 29 館から約 1.5 倍の 43 館（20 年度）まで増加している。

遊びを主体としていることやその内容から、利用は小学校低学年までが多いと推測される。一方で、人数的には少ないものの、園内外で活動する中学生や高校生のボランティア登録も行っており、その意味においては、幅広い年齢層の活動の場となっている。

一般的には、以前と比べて外で遊ぶ子どもが少なくなったと言われているが、場所そのものが少なくなったことや、例えば公園でのボール投げ禁止といった様々な規制があることがひとつの要因として考えられる点においては、広大な敷地を持って自由に遊ぶことのできる施設としての意義はある。

ただし、当施設の存在の有無が、県内の児童健全育成の機能向上や低下に直接的な影響を及ぼすかどうかを明確に把握することは困難である。

平成 20 年度末時点で起債残高が約 56 億円ある点は考慮しておく必要がある。

3 今後の施設のあり方

「子どもは宝」と言われるように、現在の少子高齢社会において、児童が健全に育っていくためには、まずは家庭や地域の果たす役割が重要であるが、その環境づくりの面においては、市町や県などの行政の側面的な支援も非常に重要である。

また、当施設は、平成 10 年に全国的にも画期的な児童のための施設として建設され、多くの県民に親しまれながら県内の児童館活動を牽引するという大きな役割を果たしており、その規模の大きさを最大限に活かし、子どもを中心とした年間約 38 万人もの来園

者に対して「遊び」や「様々な体験」を提供できる点においては、貴重な財産と言えるが、一方で、これまで投入された多額の費用に鑑みると、これだけの投資を行ってまで施設を維持していくことが県としての役割であると言い切るには若干躊躇するところがある。

しかしながら、現時点においては、「県以外が設置」、あるいは「廃止」や「他の用途への活用」といった選択肢は考えられないことから、貴重な財産を有効に活用していくためにも、効率的な運営はもとより、ひとりでも多くの県民（子どもたち）に利用していただきながら、当面は県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、県では「当施設が児童健全育成の中核施設であり、施設がなくなった場合には、児童健全育成の機能が低下し、子育て環境が悪化する」とその存在意義を強調されているが、あまり大上段に構えず、県を取り巻く環境の変化や県内市町の児童館や児童遊園の設置・運営状況、さらには起債残高なども踏まえながら、現状がベストと言えるのかどうかといった問題意識を常に持って維持していただきたい。

7 母子生活支援センター

1 現 状

- ・従前の施設の老朽化に伴い、平成10年4月に移転改築された施設である。
- ・昨今社会問題化しているDVをはじめ、社会生活を営むうえで様々な困難を抱える母子世帯を対象に、生活基盤が確立されるまでの間入所させ、世帯の自立に向けた処遇を行っていくことを目的とした福祉（入所）施設である。
- ・定員20世帯に対して、常時19世帯程度が入所しており、平均の入所期間は約3年、長期の場合でも5年程度、年間の退去率は約3割と目的に沿った利用がなされている。
- ・他の施設とは性格が異なる入所施設であり、運営経費は、国及び県が負担すべき経費として毎年度基準単価による算定がなされており、県から支出されている委託料の増減に対しての県の裁量権はない。

2 施設に関する整理事項等

約270ある全国の母子生活支援施設の中で県立施設は9施設と極めて少なく、中四国においても県立施設は当施設だけであるが、これは、本県に比べて市町村や民間団体等が設置運営する施設での受入れ体制が充実している点が要因と考えられる。

県内における同種の施設が設置されているのは、4市5施設（全て公立）と全市町の2割にしか過ぎず、また、いずれも入所を決定する機関は市の福祉事務所又は県であり、各市の施設の入所者は基本的に当該市に在住の市民に限られているほか、民間ベースのいわゆるシェルターの役割を果たしている施設は現在のところ県内にはない。運営経費については、国及び県からの負担金によって賄われていることから、現状のとおり広域的な入所と継続的な処遇が確保できれば、県立施設でなければならない必要性は薄いと考えられるが、仮に現在の指定管理者である「愛媛県社会福祉事業団」に譲渡したとしても提供されるサービスや県の負担に何ら変わりはなく、利用者にとっても、また県や事業団にとっても特段に大きなメリットは見出せない。

3 今後の施設のあり方

これまで経済的な事情等を抱えた母子世帯の生活再建の場として、県内全域をカバーしてきたほか、県外からの受入れにも対応してきたことからその役割と信頼は大きく、市町や民間で代替できる施設がない現状や深刻化するDVなど新たな課題への対応についても県が取り組むべき役割であることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

8 身体障害者福祉センター

1 現 状

- ・昭和 57 年 10 月に設置された施設である。
- ・身体障害者の社会活動への参加や自立促進、更にはスポーツ等を通じた健康増進、機能回復、集団の中での協調性や責任感の醸成などを目的に、日常生活や医療など各種の相談の実施、整形外科や耳鼻科医師による診察、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる機能回復訓練、身体障害者に対するスポーツの指導や大会の実施など幅広い範囲での事業を実施している。
- ・年間の利用者数は平成 20 年度実績で約 4 万人であり、体育館をはじめとする施設の利用率は極めて高い。

2 施設に関する整理事項等

身体障害者福祉センターの中でも、更生相談や機能訓練など身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う県内唯一の「A 型」施設であり、県内 4 市町に設置されている創作的活動や生産活動の機会提供といった日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う「B 型」施設とは区別されている。

利用実績等からも設置目的は十分に達成しており、将来的な需要も見込まれる。

利用者の地域性も東・中、南予の割合は 3 割、4 割、3 割と概ね均等となっている。

県内市町におけるサービスの実態からしても、その補完的機能の必要性は認められる。

3 今後の施設のあり方

身体障害者福祉法にも明記されているように、障害者に対する援護の実施者が市町村であることを前提とすると、将来的に各市町において当施設が担っている機能の充実が図られたと判断できる時期が到来した場合には、市町の役割として移行していくことも検討すべきと考えるが、現状においては、県内市町の補完的役割としての意義はまだまだ大きいことから、今後も県立施設として維持していくことが適当と考える。

9 障害者更生センター

1 現 状

- ・昭和 58 年 10 月に設置された施設である。
- ・「道後友輪荘」の愛称で親しまれ、障害者が安心して利用できる入浴・宿泊、レクリエーション、休養の場を提供することで、障害者やその家族相互あるいは一般利用者との交流などを通じて障害者の健康増進と社会参加の促進を図ることを目的としている。
- ・年間の利用者数は、平成 20 年度実績で約 5 万人であり、障害者及び介助者の利用は全体で約 25%、宿泊部門で約 50%となっている。
- ・なお、同種の施設は、現在全国に 6 箇所しか設置されておらず、県立施設としては 5 施設（当施設と栃木県、埼玉県、神奈川県、兵庫県）となっている。

2 施設に関する整理事項等

県の障害者支援に対する基本的な考え方はノーマライゼーションの理念定着ということであり、障害者と健常者の宿泊客の割合がほぼ同数であることから、県としては、双方が施設を利用することによってその理念の普及を図ることができると考えられている。

施設全体が老朽化しているほか、一部客室にトイレがないなどの施設内部にも課題を抱えている。また、周辺の宿泊施設については、十分とまではいかないまでも、以前と比較すれば障害者の利用に配慮がなされつつあるが、依然として価格面での格差がある。

施設は、全館完全バリアフリーで、車椅子のまま入浴できるなどの特色があるが、宿泊部門（定員 60 名）の稼働率が 20%に満たない状況が続いている。

当施設は、分類上「身体障害者福祉センター」に含まれる施設であり、当施設同様検討対象としている同センターとの連携といった観点も必要である。

当施設の管理運営に当たっては、清掃等の業務に 29 名の障害者が従事しており、障害者の雇用の確保や職業訓練等に非常に有効な施設となっている。

3 今後の施設のあり方

全国的に見ても数少ない施設であり、設置当初の昭和 50 年代には、「道後地域」といった立地条件や周辺の宿泊施設の状況からその役割は非常に大きいものがあったと推察されるほか、周辺の民間宿泊施設においても徐々にではあるがバリアフリー対応が進んでいることから、当施設が先導的な役割を果たしてきたと言える。

また、障害者雇用の機能も併せ持ちながら、障害者に安らぎを与え、健常者との交流も図ることのできるサービスを提供することは、障害者福祉の観点に加え、県以外の設置も現実的ではない点からしても、県が果たすべき重要な役割であると考えられる。

しかしながら、メインである宿泊部門の稼働率が近年 20%に満たない状況が続いていることやトイレ等の内部環境の改善、老朽化への対応など抱える課題は多く、施設本体の抜本的な改修がなされない限り、利用状況の大幅な改善は見込みにくいこともあり、このままの状態が続けば、いずれ施設自体が利用に耐えられなくなり、結果的に障害者に対するサービスの低下を招くことも十分念頭に入れておかなければならないと考える。

したがって、当面は県立施設として維持していくことが適当と考えるが、施設本体の

抜本的な改修が必要と判断される時期が到来したときには、廃止も選択肢として改めて検討すべきと考える。

なお、その場合にあっても、当施設の運営に要する財源を、例えば障害者が宿泊する場合の利用費補助といったような、障害者への直接給付にシフトすることによって支援を続けていくということも選択肢のひとつとして検討いただきたい。

10 視聴覚福祉センター

1 現 状

- ・平成7年11月に設置された施設である。
- ・視聴覚障害者の社会参加活動の促進や教養、文化の向上、関係ボランティアの育成や連携強化などを目的として、点字図書、録音図書の作成や情報提供、中途視覚障害者の自立更生相談、生活訓練や日常生活技術講習会、ボランティア養成、サークル相互の情報交換や交流の場の提供などを行っている。
- ・年間の利用者数は平成18年度以降平均約2万7千人であり、平成17年度の視聴覚障害者数が約1万4千人であることからして、概ね対象となる県民の多くが利用しているものと推察される。

2 施設に関する整理事項等

視覚障害、聴覚障害を持った県民に対して、点字図書の作成・出版をはじめ、きめ細やかな行政サービスが提供できる施設としては県内唯一である。

利用実績等からも設置目的は十分に達成している。

来館が困難な県民に対しては、センター職員（6名）が交代で地域に出向き、歩行訓練や日常生活訓練、聴能訓練等を行っている。

視聴覚障害者に対応できる総合的な施設は当施設以外に県内には存在しておらず、市町や民間での運営は実質的に不可能であると考えられる。

3 今後の施設のあり方

過去の包括外部監査においても、「このような障害者施設の運営は、できるだけ経費の削減は必要であるが行政としてやらねばならないことのひとつであると思われる。」との意見があったように、視覚・聴覚障害を持った県民にとっては、非常に重要な役割を果たしている施設であると考えられる。

その機能自体が必要であって、かつ、市町や民間において代替機能が果たせるのかといった観点ではほぼ不可能に近いことから、県が取り組むべきリーディングモデルとしての意味も含め、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

11 在宅介護研修センター

1 現 状

- ・平成16年4月に設置された施設である。
- ・超高齢社会にあつて、高齢者介護が社会的課題となっている中で、高齢者ができる限り家庭や地域で生活できるよう、地域ケア体制を構築していくのに不可欠な介護ボランティアや介護家族等を育成することを目的に、在宅介護に関する多様なメニューを持ち、各種研修を提供している。
- ・年間の利用者数は平成20年度実績で約1万人、設置以降延べ約4万5千人(21.3.31現在)の研修受講者がいるほか、昨年度の介護ボランティア研修受講者の約3割が実際にボランティア活動に参加している。
- ・県内はもとより中四国においても同種の施設はない。

2 施設に関する整理事項等

本来的には、高齢者福祉・障害福祉の具体的施策の実施主体である市町で取り組む必要があると考えるが、現状では、各市町における地域ケア体制の構築への取組が十分ではないことや効率性の面からも、その役割をシフトしていける段階ではない。

高齢者ができる限り地域や家庭で生活が継続できるよう、地域の介護ボランティア等を育成し、介護家族の支援を行う必要があるという、新たな行政課題に対応するため、その設置について検討を行った結果、既存の総合社会福祉会館内の「介護実習・普及センター」では、施設設備面で入浴等の実体験を伴う研修に対応できないことなどから当該施設が設置された経緯がある。

またその際に、「介護実習・普及センター」については、住宅改修・福祉用具普及促進や介護サービス事業者向け講習会等に役割を特化し、分担を明確化している。

利用対象者に対する周知方法については、県広報誌等の行政媒体のほか、公民館や老人クラブなどへ施設の研修一覧を郵送しているが、県政モニターアンケートの結果を見ると施設を知っていると答えた割合が41%、利用したと答えた割合が6%であったように、まだまだ認知度が足りない状況にある。

利用者の割合として南予地域の利用者が少ないが、遠隔地については出前講座などで対応している。

宿泊施設(6室)については、周辺環境や設備等が優れているにもかかわらず利用率が約2割と非常に低いことから、一層のPRが必要と考える。

3 今後の施設のあり方

介護の問題は誰もがいつかは経験するものであり、在宅介護を支援するためには、介護ボランティアや介護家族を対象とした様々な研修を提供する当該施設の果たす役割は非常に重要である。

また、施設の設置効果として、直接的な数値は表れないまでも、このようなある意味地道な部分について市町をリードしていくことは、県としての役割であると言えることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、施設の存在については、まだまだ知られていない状況にあり、今後、施設の周知を一層強化していく必要があるが、いかに介護に直面する前にその存在を知ってもらうか(研修を受けてもらうか)といった点に重点を置いた形での周知に努めていただきたい。

12 国際貿易センター

1 現 状

- ・平成8年3月に設置された施設である。
- ・平成5年3月に国の承認を受けた「愛媛県地域輸入促進計画」における国際産業交流の拠点施設であり、「貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設」とされている。
- ・開館以来、来場者数は500万人を超える状況となっているが、近年は景気悪化によるイベント数の減少等により、年間利用者数は概ね30万人台で推移している。
- ・設置根拠であった「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）」が平成18年5月に廃止されたことに伴い、現在では、『輸入促進』から『輸出促進、海外進出を含めた総合的な産業国際化』に移行している。

2 施設に関する整理事項等

大規模なイベントが実施できる場所として、一定の認知度はある。（モニターアンケートでは知っていると答えた割合が83%、利用したことがあると答えた割合は62%）大展示場及び小展示場の利用については、約6割が目的とは異なる利用となっている。当施設の周辺部（松山港を含む輸入促進地域）一帯が県の国際経済交流の推進といった政策の拠点エリアとなっており、その中でいわゆる展示会場、商談会場等の役割を当施設が担っている。

過去に県が関与した国際見本市等における商談額の累計は100億円を超えているが、経済状況の悪化や県の財政事情もあって大規模な見本市の開催が少なくなっているほか、展示場の利用率は5割に満たない状況となっている反面、会議室等を利用した貿易関連セミナーや小規模な海外商談会は増加傾向にある。

現在、松山港の整備（13mバース）が進んでいるところであり、それによって本県の輸入・輸出促進が期待されるほか、経済環境が良くなれば、当施設の存在意義は再び大きくなるものと考ええる。

3 今後の施設のあり方

本県の貿易振興を図っていくためには、当施設を含む松山港地域全体での取組が必要であり、その一部を構成する当施設も不可欠なものとして位置付けられることに一定の理解は得られると考える。

施設の設置効果としては、その存在が直接的に県の貿易額の増減に影響を及ぼすものではないため見えにくい部分もあるが、間接的には、松山港全体で本県の貿易振興を図っていくようにしている県の政策の一部を担っている点からすれば、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

ただし、施設のメインである貸館部分については、実際の利用状況が低調かつ目的外のものが多い点が懸念される点である。

この点については、景気動向等に大きく左右されるため、特効薬となるような方策は見出しにくいとは思いますが、毎年度1億円を超える財源を投入している点を改めて認識し、設置目的に沿った利用が増えていくよう努めていただきたい。

13 植物くん蒸所

1 現 状

- ・平成10年3月に設置された施設である。
- ・輸入植物、特に農作物を輸入する際に必要な検疫（病害虫検査）で不合格となったものの「くん蒸処理」を行うことで、従来神戸港などを經由して輸入されていた植物検疫の対象となる貨物を、松山港から直接荷揚げできるようにすることを目的としている。
- ・県内には当施設と同じくん蒸処理を行うことのできる施設はない。
- ・利用実績としては、平成17年度7件、18年度9件であったが、19、20年度は実績がない現状にある。

2 施設に関する整理事項等

利用実績が近年ゼロという状況が続いているが、これについては検疫の対象となる「取締対象害虫」が減少したほか、荷主の努力により害虫がつきにくい形態への加工や輸出地でのくん蒸作業などにより、検査の合格率が上がったことによる。

「国際貿易センター」でも触れた松山港の整備が進んでいることから、将来的な輸入量の増加が見込まれており、輸入植物の安全性を確保する当施設の持つ機能は必要不可欠と考えられる。

当施設が設置されて以降、松山港における植物検疫回数は増え、農産品輸入量も大幅に増加している。

3 今後の施設のあり方

県として、貿易振興の拠点として松山港を位置付け、港の整備にも見られるようにその機能強化に取り組んでいる中であって、利用実績の有無に関わらず、輸入植物の安全性を確保し、県民に安心して安全な輸入品を提供していくためにも、必要が生じた際の「くん蒸処理」機能は不可欠のものであり、採算面も含め県以外にその役割を果たすことは困難であることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

14 テクノプラザ愛媛

1 現 状

- ・平成3年4月に設置された施設である。
- ・企業の技術の高度化及び新たな事業の創出支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供や、インキュベートルームをはじめとした創業支援や研修等に必要な施設を提供することにより、地域経済の活性化を図ることを目的としており、年間の利用者数は、近年約3万人程度で推移している。
- ・また、創業支援のためのインキュベートルームの年間利用率は平成20年度実績で約64%であったが、今年度に入って全25室中11室が空室(21.10.1現在)となっている。
- ・地域別の利用状況を見ると、入居施設部分、貸館部分とも中予地域の利用が7割以上となっている。

2 施設に関する整理事項等

県全体の産業振興を図るうえでは、企業の研究開発や新しい事業の創出に対する支援、各種の情報提供を行うことは、県としての役割として位置付けられると考える。

県政モニターアンケートでは知っていると答えた割合が67%という結果であり、一定の認知度はあると推測されるが、例えば研究開発企業等を育成するためのインキュベートルームの利用率が低下傾向にあり、現在半数近くが空室となっていることについては、利用率向上のための対策が必要ではないかと考える。

施設の存在については、これまでも商工会議所などの商工団体への資料提供や説明などにより周知を図っているが、当施設の持つ機能や事業に応じた周知活動が十分とは言いがたく、例えば、今から創業したい人や研究開発したい企業自体の把握やそれに対するアプローチの方法などへの工夫が必要ではないかと考える。

3 今後の施設のあり方

本県経済の活性化を図るうえでも、既存産業・新規産業を問わず、行政による一定の側面的支援は県として果たすべき役割だと考えることから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

ただし、過去の包括外部監査の意見にもあったとおり、なぜ安価な家賃で環境も整っているにもかかわらずインキュベートルームの利用率が低下傾向にあるのかといった点については、単に経済状況の悪化という理由だけで片付けられないのではないかと考える。

現在のような厳しい状況にあるからこそ逆にチャレンジしたいといったニーズもあると考えられるので、こういったニーズをうまく拾い上げ、入居につなげられるよう広報手段の見直しなど一層の努力を期待する。

また、既に行われている隣接する県産業技術研究所との連携による入居者への技術的支援は、利用者にとって魅力的なものであるため、これをうまく活用することで施設の認知度・利用率の向上が図られることを期待する。

15 産業情報センター

1 現 状

- ・平成9年4月に設置された施設である。
- ・企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供することを目的としている。
- ・年間の利用者数は平成20年度実績で約2千人と、特定分野の事業者等を支援していることもあって、今回の検討対象25施設のうち、利用者数が把握されている施設の中では最も少ない。
- ・創業支援のためのインキュベートルームの過去3年間の利用率の平均は約75%となっており、今年度は8室中6室が利用されている。(21.10.1現在)
- ・地域別の利用状況を見ると、入居施設部分、貸館部分とも中予地域の利用が8割以上となっている。

2 施設に関する整理事項等

当施設が設置された平成9年当時は、インターネットの普及率は9%程度であり、以後の情報化への対応が経営環境に大きく影響を及ぼすことが予想されたことから、経営基盤が脆弱な中小企業における情報化をサポートする意味においてその存在意義はあったものと考えられるが、情報化の進行は極めて速く、平成16年度の包括外部監査において機器等の陳腐化が指摘されたこともあって、開設から9年目の平成17年には、データ処理室、マルチメディアソフト制作体験室、モニタリング室を廃止し、現在のインキュベートルームに改修した経緯がある。

当施設が提供するサービスの大きな柱のひとつである「産業情報ネットワーク(年間の運営管理経費:約8千万円)」については、県内中小企業の情報化支援等を図るため、大容量の情報処理が可能なサーバーやセキュリティシステムを整備し、専用線で県内11箇所にアクセスポイントを設置したものであるが、このネットワークを活用したサービスも徐々に縮小傾向にある。

また、もうひとつの柱であるインキュベートルームについては、隣接する「テクノプラザ愛媛」で、医療福祉や環境など6つの分野を対象に、創業期に限らず、研究開発や新分野への進出に取り組もうとする企業等を対象に支援をしているが、当センターでは、主なソフト系IT産業()の開業率(19年度上半期:32.9%)、廃業率(同:35.4%)が、他産業の開業率・廃業率(5%台)に比べ非常に高いという特徴を踏まえ、創業期支援の重要性の観点から、政策的に情報関連産業の創業予定者又は創業後5年未満の事業者を対象に支援を行っている。

さらに、ネットワーク研修室(9件121人/平成20年度利用者数)、会議室(66件1,941人/同)の利用も低調である。

3 今後の施設のあり方

現代社会において、情報化の進歩は目まぐるしく、それに対して自治体がハード面でリードしていくことは、相当難しい状況となっている。

また、貸しスペースであるネットワーク研修室や会議室の利用も低調であり、積極的

な活用が図られているとは言いがたく、施設の活用方法について抜本的な見直しを実行しない限り、単なる箱物にしか過ぎなくなる。

県が、新事業創出への支援をはじめ、県内経済全体を視野に入れた各種の支援策を今後とも推進していかなければならないことは十分に理解できる。

しかし、「情報化」の分野においては、民間に委ねる部分が大きいと考えられることから、今後、当センターのあり方や有効活用策を検討していく際には、情報関連業界関係者等との協議を十分に重ねていく一方で、「情報化」といった観点を離れて、より幅広い活用策を探っていくこともひとつの選択肢ではないかと考える。

いずれにしても、既に投資した資産（設備）を時代に則して最大限に活用することは重要なことでもあることから、抜本的な見直しを前提に、現指定期間中に将来を十分に見据えた検討を行い、少なくともこれまでとは違う役割を担う施設に生まれ変わるべきと考える。

主なソフト系IT産業：ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット関連サービス業

16 物産観光センター

1 現 状

- ・平成 8 年 3 月の国際貿易センター（アイテムえひめ）設置に伴い、国際的広域交流拠点としての相乗効果を期待して同施設内に移転設置された施設である。
- ・本県産品への理解・販売促進、観光及び産業への理解周知を図ることを目的に、県民及び県外・海外からの観光客に対して、県産品の展示、紹介・あっせん、観光・産業に関する情報提供等を行っている。
- ・年間の利用者数は平成 20 年度実績で約 1 万 8 千人であり、アイテムえひめの利用者数（約 35 万人）の約 5 % の利用となっている。
- ・県内には市町や民間による物産展示・販売施設が点在しているほか、観光情報提供施設や地場産業関連施設も各地域、産業・企業単位で多く設置されている。
- ・中四国では、21 年 8 月末で岡山県の施設（岡山県観光物産センター）が廃止され、同種の施設はなくなっている。

2 施設に関する整理事項等

県議会でも当施設の設置場所を含めて、観光・物産振興のあり方が問われている。

当施設の有存在意義としては、本県産品の多くについて販路開拓・拡大等が難しい現状を背景に、県内各地域の特色ある商品、伝統工芸品などを一堂に展示紹介する場を県が提供することにある。

県産品の購入や観光・産業情報の入手は、施設設置当時と比較するとインターネットを介して行うことが多くなっている。

物産展示ゾーンに出展している業者数は 85 社、平成 20 年度の売上は約 1 千 7 百万円であり、単純計算で 1 社当たり年間約 20 万円ということでは出展業者のメリットも少ないと推測される。

年間の利用者数（約 1 万 8 千人）については、立地条件が悪いことなどを理由に廃止された岡山県の施設（約 26 万人）に比べても非常に少ない。

集客方法については、観光バスの誘致などの案も考えられたが、民業圧迫や採算面などがネックとなって継続的な実施には至らなかった経緯がある。

仮に現在地から移転するとしても集客の見込める場所でなければこれまでと同様の結果になることは明瞭である。一方、集客の見込まれる場所への移転は「民業圧迫」が大きな課題となる。

平成 22 年 3 月から約 2 年間の予定ではあるが、「坂の上の雲」関連として、松山城口一ブウェイ街に物産販売所が開設される予定（設置主体：民間事業者を中核とする団体）となっている。

3 今後の施設のあり方

県産品を展示し、県内外に広く紹介するとともに、観光情報や産業情報を積極的に提供することは、県としての役割のひとつである。

例えば、東京都港区にある「せとうち旬彩館（香川県との共同アンテナショップ）」の

ような県外での拠点を活用したPRには今後とも積極的に取り組むべきと考えており、その点からすると、物産・観光振興の軸足を県外、海外に向けることも重要と考えられる。

とにかく人が集まらないことには当施設の役割を果たすことが難しい中で、利用者数の増減に大きな影響を与える国際貿易センター（アイテムえひめ）の利用者数も減少傾向にある。

また、集客が見込まれる場所への移転も民業圧迫といった課題もあって、現状を維持するにしても移転するにしても有効な策はなかなか見出しにくい。

したがって、当施設については、現指定期間が満了する平成25年度末には廃止することを前提に検討していくことが適当と考える。このため、それまでに将来に向けた観光案内及び県産品の展示あっせん・販売機能の代替案などを含む新たな物産・観光振興策並びに廃止後のスペースの有効活用策も併せて検討することが適当と考える。

17 えひめ森林公園

1 現 状

- ・昭和 59 年 7 月に設置された施設である。
- ・森林を中心とする 104ha という広大な敷地において、森林浴、キャンプや自然観察など、多種多様な利用によって、幅広い年齢層を対象に森林環境への理解を深めるとともに、森林ボランティア活動に対する支援などにより、県民の森林保全に対する意識を高めていくことを目的としている。
- ・敷地のほとんどが国有林であり、年間の利用者数は平成 20 年度実績で約 9 万人となっている。

2 施設に関する整理事項等

「森林」を守っていくことは、「山地災害防止」や「水資源の涵養」、更には「地球温暖化防止」といった、身近なところから地球規模に至るまでの各課題に大きく影響するものであり、本県においても平成 13 年を「森林そ生元年」として、これまで間伐等、森林整備や木材の優先的活用などあらゆる施策を実施している。

地域別の利用については、中予地域、県外の順に利用が多い。

県内に「森林公園」と同様の施設は市町設置のものが多数存在しているが、都市近郊林という立地条件で、森林浴や散策、キャンプといった機能に加えて学習展示施設や体験学習といった森林教育まで対応できる森林公園は、県内では当公園と「新居浜市民の森」だけである。

施設運営に必要な費用としては、約 2 千 2 百万円で、そのうち人件費が約 1 千 8 百万円(約 80%)を占めており、県民が安全に森林や自然に触れ合えるための維持管理に必要な人的経費がメインとなっている。

当公園の大部分を占める国有林は、国からの無償貸与であり、契約上も利用料金を設定することができないこととなっている。

3 今後の施設のあり方

当公園は、県が積極的に推進している「森林そ生」をはじめとする各施策の意識啓発に大きな役割を担っており、県民の森林環境に対する保全意識の醸成及び森林環境教育の推進を目的としている点や、地球規模での環境問題への対応が今後さらに求められていることを考慮すると、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、平成 20 年度に「全国育樹祭」という大規模なイベントが本県で開催されたことは、県の「森林そ生」に対する強い意志を表しているものと考えられ、もっと多くの県民に利用されるような仕掛けや努力が必要ではないかと考える。

18 松山観光港ターミナル

1 現 状

- ・平成12年10月に現在の建物にリニューアルされ、本県の海の玄関口となっている施設である。
- ・この施設の所有形態は、第三セクターである「松山観光港ターミナル株」と「愛媛県」との共有となっており、いわゆる収益が見込まれる売店等のテナント部分が株式会社の持分、待合室や通路、トイレ、階段などの公共部分が県の持分となっている。

2 施設に関する整理事項等

ターミナルのうち、指定管理業務の対象となっているのは、県の持分である公共部分のみである。

松山観光港ターミナル株との共同所有については、不採算部門を県が所有することで株式会社の経営安定を図るとともに、将来的に必要となってくる改修への対応などに要する県の経費負担軽減を目的としたものであり、仮に全てを株式会社の所有とした場合には、会社自体の経営が逼迫することが予想されるとともに、場合によっては、現在支出している指定管理委託料(約2千8百万円/年)以上の県の財政支出が必要となる恐れがある。

景気の低迷や高速道路料金の割引などの影響により船舶の旅客者数は減少傾向(平成20年実績：約103万人)が続いているものの、航路が維持されている以上、現在のターミナルは必要不可欠である。

3 今後の施設のあり方

本県の海の玄関口としての役割に加えて、運営主体である第三セクターとの共同所有の施設であることから、引き続き共同所有という形態を保ち、県立施設として維持していくことが適当と考える。

19 南予レクリエーション都市公園

1 現 状

- ・昭和51年4月に開設された施設である。
- ・公共による都市公園と民間によるサービス施設（ホテル、レジャー施設）が一体となり、都市住民にレクリエーションの場を提供するとともに、都市開発による南予地域の活性化を図ることを目的として、昭和47年に国庫補助事業として採択されたものである。
- ・施設の年間利用者は平成20年度実績で約36万人となっているが、南楽園がある1号公園、展望タワーや紫電改展示館、野球場等がある3号公園がそれぞれ約10万人であるのに対して、日振島のキャンプ場である6号公園は約2千人と、公園によって利用者数に大きな差がある。
- ・平成9年までに7箇所の公園において585.9haの計画面積のうち534.0haの用地を買収し、2号公園を除いた6箇所205.7haを開設したが、平成12年度の「公共事業再評価」によって公共・民間協力方式による国庫補助事業としては「中止」された。
- ・現在は、地元市町が主体の「ホッと南レク活性化全体協議会」において、主に地元住民の利用に供している一部施設については、地元市町への譲与を行うなど施設の有効活用を検討している。

2 施設に関する整理事項等

南予地域全体の経済状況低下が続く中であって、指定管理者制度による運営に移行したものの、利用者数、利用料金収入とも年々減少傾向にある。

「ホッと南レク活性化全体協議会」においてもこれまで様々な検討やイベント等が実施されているが、利用者数の増加など具体的な効果は現れていない。

未開設地域321.3haについては、開発計画自体の中止に伴い未開設のままであるが、施設整備等を行っていないため維持管理経費は発生していない。

地元市町への譲与については、継続的に協議を続けており、昨年度末には調整の整った9.5haを宇和島市及び愛南町へ譲与したところであるが、地元市町への譲与の問題については、両市町ともに厳しい財政状況もあって維持管理経費の負担がネックとなり調整困難な状態が続いている。

平成23年度には高速道路が宇和島市まで延伸する見込みとなっており、その効果が期待されている。

3 今後の施設のあり方

昭和40年代後半から国主導によって全国的に進められた「レクリエーション都市整備」の流れを受けて整備された大規模な施設（公園）であるが、既にレクリエーション都市公園としての整備計画自体は中止されており、未買収地や未開設地域も含めてその活用策が大きな課題となっている。

県としても様々な方策を地元市町とともに検討し、一部譲与など可能なものから実行に移しているほか、一部の施設に対する新たな整備など「高速道路の南予延伸」を契機

とする前向きな姿勢も見受けられる。

一方で、計画中止から既に9年を経過しているが、現状に大きな変化はなく、利用者数も年々減少している状態にある。

都市公園法第16条には「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」とされ、代替公園が設置されるなどの場合を除いて廃止することは容易ではないが、逆に言うと未開設のまま約54haの土地を保有したままの状態となっている2号公園も含めて、この法律に縛られたまま将来にわたって、財源を投入し続けなければならないことも明白である。

また、利用者の多くが地元住民であるにもかかわらず、維持管理経費の将来負担の対応が主な支障となって、市町への譲与が困難な状況にあることからすると、現段階においては、多くの施設（公園）の維持については、市町の役割であると考えることが妥当であると言える。

しかしながら、現実的には県以外に所有できる選択肢が見当たらないことから、当面は県立施設として維持していかざるを得ないと考える。

今後、長年積み上げてきた中で市町の役割と考えられる施設については、ある程度の期間は必要となったとしても段階的に譲与されるよう両者間での協議を進めていくとともに、都市公園という制限はあるものの、民間活力などの導入による最大限の利活用を続けていきたい。

20 道後公園

1 現 状

- ・平成 14 年 4 月にリニューアルされた施設である。
- ・当施設は、中世の時代に伊予国の守護であった河野氏が本拠地としていた湯築城の遺構であり、現在は県立都市公園であるとともに、国指定の史跡として道後地域を訪れた観光客等の散策や休息の場となっている。
- ・年間の利用者数は平成 20 年度実績で約 3 万 9 千人であるが、この数値は人数が把握できる「湯築城資料館」の利用者数のみであり、日常的な利用者も含め、実際にはこれを大幅に上回る利用がある。

2 施設に関する整理事項等

当施設が県の所有となった経緯を確認したところ、明治 12 年に陸軍省から県有地使用にかかる要請があり、その代替地として明治 19 年に現在の公園敷地が県の所有となったものであり、以降「道後植物園」や「道後動物園」などとして活用され、動物園が移設された後に文化財調査等を経て平成 14 年 4 月に現在の公園となった。

平成 14 年に文化財保護法に基づいて国の「史跡」に指定されたことから、施設そのものを廃止することはできない。

地域別の利用割合は、県外利用が約 4 割を占め、残りの県内利用のうちの 8 割が中予地域の利用となっている。

史跡であるため使用には制限される場合もあるが、当公園の敷地内に設置されている「松山市立子規記念博物館」や近隣の「道後温泉本館」との一体的運営についてもこれまで以上に検討する必要があると考える。

3 今後の施設のあり方

当施設は、史跡をメインとして、訪れた人々に対して、本県中世の歴史を再認識できる機会や癒しの空間を提供する施設であり、道後地域全体の活性化に視点をおいた場合には、道後温泉本館や子規記念博物館といった松山市所有の施設との一体的運営が望ましいと考えられる。

一方で、利用者の立場からすると、県と市又は指定管理者と道後地域の関係者との連携が図られていれば特段の支障はなく、現時点においては、直ちに松山市の管理とするだけの積極的な理由も見出せなかった。

しかしながら、一体的な管理運営についての可能性も否定できないことから、当面は県立施設として維持しつつも、県と市との役割分担について、どちらが地域や利用者にとって有益なのかといった観点から、利用促進やコスト面なども勘案しながら、改めて県立施設とすることが適当かどうかについて、現指定管理期間中に松山市との協議を行うことが適当と考える。

21 総合運動公園

1 現 状

- ・昭和 55 年に開催された「全国高校総合体育大会」に合わせて同年 5 月に設置された施設である。
- ・陸上競技場や体育館、テニスコートなどをはじめとするスポーツ施設、キャンプ場やこども広場を備えることで、県民のスポーツ振興を図るとともに幅広いレクリエーション活動の要請に応えることを目的としている。
- ・年間の利用者数は、平成 20 年度実績で約 99 万人となっており、今回の検討対象となった施設の中では最も利用者が多い施設であり、近年でも増加傾向が続いている。

2 施設に関する整理事項等

陸上競技場は、県内唯一の第 1 種競技場（日本選手権や国民体育大会が開催できる競技場）となっているほか、サッカーの Jリーグ「愛媛 FC」のホームスタジアムにもなっている。

開設以来、各種競技の県大会をはじめ四国大会等が開催されており、県内外を問わず広範囲からの利用者がある。

平成 29 年開催予定の「愛媛国体」では、「開会式」のほか「陸上競技」、「テニス」、「体操」及び「弓道」の会場として内定している。

陸上競技場については、本県で最初のネーミングライツを募集し、平成 20 年 3 月から「ニンジニアスタジアム」として親しまれている。

3 今後の施設のあり方

県では、「スポーツ立県」をスローガンに掲げ、各種スポーツの振興・普及に取り組んでおり、大規模な大会等の開催が可能な当施設は、その中心的役割を担ってきたと考えられる。

現在では、平成 29 年開催予定の「愛媛国体」の成功に向けて、官民共同して選手育成をはじめとする様々な準備に取りかかっているところである。

このように、プロ・アマチュアを問わず、県民のスポーツ振興等に広く活用されている当施設の存在意義は大きく、また県以外にその役割を担うことは実質的に考えられないことから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、当然のことではあるが、国体に向けた当施設の改修等については、将来的な利用も見越したうえで最小の投資で最大の効果が得られるような対応をお願いしたい。

22 とべ動物園

1 現 状

- ・昭和63年4月に設置された施設である。
- ・動物の飼育・展示により、動物の知識及び動物愛護の思想の普及を図り、県民の教育文化の向上に寄与することを目的としている。
- ・前身である道後動物園（昭和28年～62年）の時代から、県内唯一の動物園として多くの県民に親しまれ、現在の場所に移転後も西日本でも有数の動物園として、平成20年度には県内外から約60万人が訪れる本県の代表的な施設である。
- ・また、学校の課外授業や遠足等などにより訪れる児童も多く、学習・体験の場としての機能も併せ持っている。
- ・なお、平成17年度に検討した「県民に愛されるとべ動物園のあり方検討協議会」での提言などに基づき、近年行動展示のための新獣舎（オランウータン、ヒョウ、ホッキョクグマ、ペンギンなど）をはじめ、園内の環境整備が進んでいるところである。

2 施設に関する整理事項等

県政モニターアンケートにおいても、知っていると答えた割合が99%、利用したことがあると答えた割合が94%であったように、今回の検討対象となった施設の中ではずば抜けた認知度と利用度が見て取れた。

また、テレビをはじめとするマスコミに再々取り上げられるなど、本県の重要な観光資源としての役割も持っている。

全国的な動物園の設置主体は市立を中心として公立が多い。

県としても動物園の存在を重視しており、近年厳しい財政状況が続く中であっても、獣舎のリニューアルなどに積極的な投資を行っている。

3 今後の施設のあり方

動物園は、子どもたちや家族が生涯にわたって親しむことのできる施設であり、当施設については、県内外から多くの来園者が訪れていることや動物の赤ちゃんの誕生などをはじめとした明るいニュースを提供できる施設として、また、全国的にも認知度の高い本県有数の観光資源としてもその存在意義は極めて大きいと考える。

他県では一部民間による運営もなされているが、本県ではその規模からして県以外による運営は現実的には不可能であり、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

なお、当施設が存在が、県内のみならず、県外客の誘致をはじめ様々な点において、本県にとって非常に重要なものであることは、多くの県民にも理解されていると想像されることから、厳しい財政状況が続く中であっても、可能な限り計画的な投資を行うことによって、長く県民に愛され続ける動物園として、「東の旭山動物園、西のとべ動物園」となるよう、これまで以上に全国に誇れる施設となることを期待したい。

23 県民文化会館

1 現 状

- ・昭和 61 年 4 月に設置された施設である。
- ・県内最大の公共ホールとして、県民に優れた音楽、演劇等を鑑賞できる機会を提供するほか、県内外の各種の大会、集会、展示会等の会場を提供することにより、多様化する県民の文化的要求に応え、豊かな県民文化を創造するとともに、コンベンション産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としている。
- ・また、平成 18 年 7 月には隣接の老人児童福祉センター（平成 17 年度末廃止）を別館として編入している。
- ・年間の利用者数は、平成 20 年度実績で約 56 万人となっており、近年では平成 18 年度の約 63 万人をピークに年々減少している。

2 施設に関する整理事項等

県内最大の収容人数（3千席）を誇るホールを備え、県民の文化の祭典である「県民総合文化祭」のメイン会場であり、県内文化団体の成果発表の場として、県民の文化振興のひとつの拠点となっている。

利用者数が減少傾向にあるのは、メインホール・サブホールの利用者数が減少しているためであり、この要因のひとつとしては昨今の経済情勢の厳しさが考えられる。

各スペースの利用率を見るとホールの利用率が約 60%であるのに対して、別館も含めた会議室の利用率が 30%未満となっている。

施設の老朽化に対する修繕費用については、厳しい財政状況の中ではあるが、県としては将来的にも平成 21 年度改修と同水準の年間 4 千万円程度は確保したいとしている。

旧老人児童福祉センターであった別館と生活文化センターとの違いについては、機能的に別館が洋室中心の会議室に対して、生活文化センターが和室中心であること、また、利用内容については、別館が高齢者団体、福祉団体の各種講座、企業等の会議等に利用されているのに対して、生活文化センターは、主に和室利用を目的とした文化団体の利用が大半を占めている。

3 今後の施設のあり方

県民の文化振興の拠点施設として、様々な文化に触れる機会を長年にわたって提供しており、近年利用者数は減少傾向にあるものの、年間約 60 万人前後の利用者がある点からも引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

松山市民会館をはじめ、県内には文化ホールが点在しているが、貸館事業を通じても、多彩なジャンルの公演の鑑賞機会や県内の文化芸術団体の活動、発表の場を提供するとともに、県内団体による大会、イベントなど多様なニーズにも応えており、また、中心市街地から近く、道後地域に隣接しているといった恵まれた立地条件を活かした利用が今後とも続けられることを期待したい。

なお、本館及び別館の会議室の利用については、利用率が低調であることから、この点については、県民ニーズに沿った利用がなされるような工夫が必要であると考えます。

24 生活文化センター

1 現 状

- ・昭和51年2月に設置された施設である。
- ・文化活動に関する行事又は集会の場を提供することで、県民の文化活動への参加を促進し、県民の豊かな心を育て、生活に潤いをもたらすことを目的としている。
- ・中心市街地に近い閑静な住宅街に位置し、敷地内には日本庭園が整備されているほか、平成元年に茶道団体から寄付を受けて建築された「茶室」もある。
- ・利用は、茶道、華道、俳句、川柳、吟詠、民謡、舞踏、料理など非常に幅広い分野にわたっており、年間の利用者は、指定管理者制度を導入した平成18年度から毎年約1万人ずつ増加し、平成20年度実績では約11万人の利用となっているが、その約9割が中予地域在住者である。

2 施設に関する整理事項等

当施設は、施設内の総畳数が321畳であり、和室を中心とした貸館では県内に代替施設はなく、日本庭園や茶室などとも相まって貴重な文化施設となっている。

当施設が設置された時代と比べ、現在では他の県有施設をはじめ、市町や民間においてもカルチャーセンターやカルチャースクールなどが開設され、県民の文化活動をサポートできる場所は徐々に充実してきたと考えられる。

利用者は近年増加傾向にあるが、実際は中予地域の県民の利用が多いと考えられ、県内全域といった「広域性」の面からは県が果たすべき役割とは言いがたいほか、県民の文化活動をサポートする環境がかなり充実してきた点から、将来的に県が当施設を維持しなければならない積極的な理由は乏しい。

また、施設が耐震構造となっていないなど、老朽化への対応も含め、今後相当の経費が必要となってくると考えられる。

3 今後の施設のあり方

現在、県内各地で県民の文化活動を支える場所やカリキュラムが多く存在している状況に鑑みると、30年以上前に設置された当施設がこれまでにその先導的役割を十分に果たしてきたことが認められるほか、庭園や茶室を持ち、和室を中心に茶道・華道等「和」を中心とした文化活動の拠点施設としては他に類を見ない貴重なものであることから、施設としての価値も含めて考える必要はある。

一方で、文化活動の下支えのための場の提供が必ずしも県だけの役割とは言いがたいことに加え、施設の老朽化や耐震化への対応に相当の経費を投入してまで県立施設として維持していかなければならないかといった点には疑問が残る。

したがって、当面は県立施設として維持していくことはやむを得ないとしても、利用者の安全確保のために早急な対応が必要な耐震化への対応が難しいと判断される時期が到来したときには、廃止も選択肢として改めて検討すべきと考える。

25 武道館

1 現 状

- ・平成 15 年 10 月に設置された施設である。
- ・本県における武道の振興・普及を図る高度な機能を備えた武道の殿堂として、各種競技大会や生涯スポーツ・レクリエーション大会の開催、大規模合宿の誘致、各種スポーツ教室の実施等により、武道を中心とした生涯スポーツ・競技スポーツの振興を図ることを目的としている。
- ・年間の利用者数は、年度により増減の幅はあるものの、概ね 30 万人前後で推移している。
- ・当施設の構造は、県産の木材をふんだんに使った木造構造であり、また、菊間瓦や大島石、砥部焼など多くの県産品も使用され、日本武道館と並ぶ日本最大級の大規模な施設となっている。

2 施設に関する整理事項等

隔年開催されている「媛の国柔道フェスティバル(国際女子柔道大会)」に代表されるような、これまで県内では開催することができなかった国際大会をはじめ、武道を中心とした各種競技の中四国、全国大会が開催されるようになった。

平成 29 年開催予定の「愛媛国体」では、「柔道」と「剣道」の会場として内定している。

平成 24 年度からは、中学校において武道が必修科目となっており、将来的な武道に対する関心の高まりが期待できる。

主道場や柔道場、剣道場といったメインとなるスペースについては、県内外からの利用もあって概ね 70%から 80%の利用率となっているが、会議室については、50%に満たない状況となっている。

3 今後の施設のあり方

平成 20 年度に開催された「全国育樹祭」のメイン会場となったように、この大規模な木造建築物は本県のシンボリックな施設のひとつとして挙げられる。

その点も含めて、本県武道の振興を図っていくうえで、中心的役割を果たしていくことが期待されるとともに、「愛媛国体」の会場にもなっていることから、本県の掲げる「スポーツ立県」の実現に必要な施設であると考ええる。

また、松山市や民間での実質的な運営も極めて困難なことから、引き続き県立施設として維持していくことが適当と考える。

指定管理者施設の認知度に関するアンケート調査の概要

(調査実施時期)

平成21年 9月

(調査対象者)

県政モニター数

174 人

回答者数

154 人

回答率

88.5 %

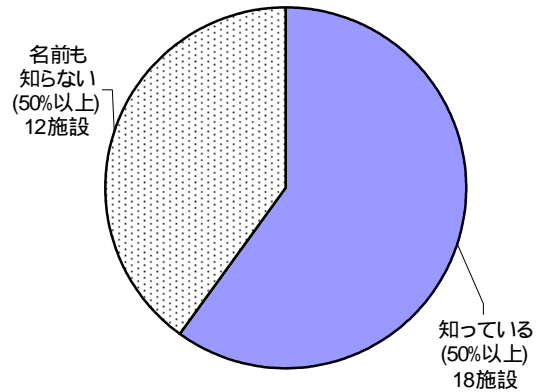
特性		対象者数	比率
性別	男性	67	43.5%
	女性	87	56.5%
年齢	20歳未満	1	0.6%
	20歳代	12	7.8%
	30歳代	36	23.4%
	40歳代	28	18.2%
	50歳代	25	16.2%
	60歳代	31	20.1%
	70歳以上	21	13.6%
職業	農林水産業	12	7.8%
	自営業	21	13.6%
	公務員、教員、 医療・福祉従事者	8	5.2%
	会社員、 アルバイト・パート	33	21.4%
	専業主婦、家事手伝い	52	33.8%
	その他	28	18.2%
居住地	東予地方局管内	50	32.5%
	中予地方局管内	59	38.3%
	南予地方局管内	42	27.3%
	県外	3	1.9%

問1 あなたは、以下の施設について、どの程度ご存知ですか。
 1 ~ 25 の施設について、次の中からそれぞれ一つ選んでください。

- 1 名前も、何をやっているところかも大体知っている。
- 2 名前は知っているが、何をやっているところかはよく知らない。
- 3 名前も知らない。

1 『認知度』について、施設ごとの回答を見ると
 50%以上が「知っている」と回答(1又は2を選択)した
 施設数は18施設
 50%以上が「名前も知らない」と回答(3を選択)した
 施設数は12施設
 であり、

利用目的が職業や障害、特定の趣味等に関係なく、
 広く不特定多数による余暇での利用が期待できる施設
 は、認知度が高いことが分かる。
 また、利用目的や地域性により、利用者が一部の者に
 偏っている施設は、認知度そのものも低い。



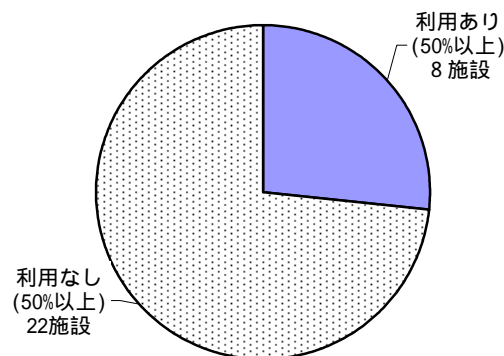
	施設名	回答割合		
		「大体知っている」	「名前は知っている」	「名前も知らない」
50%以上が「知っている」と回答した施設				
22	とべ動物園	99.3%		0.7%
6	えひめこどもの城	96.7%		3.3%
23	県民文化会館	96.7%		3.3%
21	総合運動公園	96.0%		4.0%
25	武道館	94.0%		6.0%
20	道後公園	92.7%		7.3%
18	松山観光港ターミナル	84.8%		15.2%
12	国際貿易センター(アイテムえひめ)	82.7%		17.3%
19-	南レク第1号公園【近家地区】 (南楽園など)	80.1%		19.9%
8	身体障害者福祉センター	68.2%		31.8%
14	テクノプラザ愛媛	67.3%		32.7%
16	物産観光センター	64.9%		35.1%
24	生活文化センター	61.6%		38.4%
1	女性総合センター	59.9%		40.1%
4	総合社会福祉会館	56.3%		43.7%
17	えひめ森林公園	55.6%		44.4%
19-	南レク第3号公園【馬瀬地区】 (紫電改展示館など)	54.3%		45.7%
19-	南レク第5号公園【貝塚地区】 (御荘プールなど)	51.7%		48.3%
50%以上が「名前も知らない」と回答した施設				
9	障害者更生センター(道後友輪荘)	47.0%		53.0%
2	体験型環境学習センター(えひめエコハウス)	46.4%		53.6%
10	視聴覚福祉センター	46.4%		53.6%
15	産業情報センター	45.0%		55.0%
11	在宅介護研修センター	41.1%		58.9%
19-	南レク第3号公園【大森山地区】 (城辺公園など)	41.1%		58.9%
19-	南レク第4号公園【本干拓地区】 (津島プレーランド)	33.8%		66.2%
3	宇和海自然ふれあい館	27.8%		72.2%
19-	南レク第6号公園【日振島地区】 (日崎海水浴場など)	27.8%		72.2%
19-	南レク第7号公園【松軒山地区】 (松軒山公園)	18.5%		81.5%
5	ファミリーハウスあい	10.6%		89.4%
13	植物くん蒸所	10.6%		89.4%
全体での回答割合		58.6%		41.4%

問2 あなたは、以下の施設について、どの程度利用したことがありますか。
 1 ~ 25 の施設について、次の中からそれぞれ一つ選んでください。

- 1 これまでに1回だけ利用した(行った)ことがある。
- 2 これまでに複数回(2回以上)利用した(行った)ことがある。
- 3 利用した(行った)ことはない。

- 2 『利用頻度』について、施設ごとの回答を見ると
 50%以上が「利用あり」と回答(1又は2を選択)した
 施設数は8施設
 50%以上が「利用なし」と回答(3を選択)した
 施設数は22施設
 であり、

『認知度』と同様に、利用目的が職業や障害、特定の
 趣味等に関係なく、広く不特定多数による余暇での利用
 が期待できる施設は、利用頻度が高いことが分かる。



	施設名	回答割合		
		「1回だけ利用」	「複数回の利用」	「利用なし」
50%以上が「利用あり」と回答した施設				
22	とべ動物園	94.1%		5.9%
23	県民文化会館	82.2%		17.8%
20	道後公園	77.6%		22.4%
21	総合運動公園	77.0%		23.0%
18	松山観光港ターミナル	73.5%		26.5%
19-	南レク第1号公園【近家地区】 (南楽園など)	63.8%		36.2%
12	国際貿易センター(アイテムえひめ)	61.8%		38.2%
6	えひめこどもの城	55.9%		44.1%
50%以上が「利用なし」と回答した施設				
25	武道館		49.3%	50.7%
16	物産観光センター		40.1%	59.9%
19-	南レク第3号公園【馬瀬地区】 (紫電改展示館など)		37.5%	62.5%
19-	南レク第5号公園【貝塚地区】 (御荘プールなど)		34.2%	65.8%
1	女性総合センター		29.6%	70.4%
4	総合社会福祉会館		27.0%	73.0%
17	えひめ森林公園		24.5%	75.5%
14	テクノプラザ愛媛		23.0%	77.0%
24	生活文化センター		21.7%	78.3%
19-	南レク第3号公園【大森山地区】 (城辺公園など)		20.4%	79.6%
8	身体障害者福祉センター		19.7%	80.3%
19-	南レク第4号公園【本干拓地区】 (津島プレーランド)		18.4%	81.6%
9	障害者更生センター(道後友輪荘)		14.5%	85.5%
2	体験型環境学習センター(えひめエコハウス)		13.8%	86.2%
10	視聴覚福祉センター		11.2%	88.8%
19-	南レク第7号公園【松軒山地区】 (松軒山公園)		11.2%	88.8%
15	産業情報センター		9.2%	90.8%
19-	南レク第6号公園【日振島地区】 (日崎海水浴場など)		7.2%	92.8%
3	宇和海自然ふれあい館		5.9%	94.1%
11	在宅介護研修センター		5.9%	94.1%
13	植物くん蒸所		2.0%	98.0%
5	ファミリーハウスあい		0.7%	99.3%
全体での回答割合			33.8%	66.2%

愛媛県公の施設のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県が設置する公の施設のあり方を検討するため、愛媛県公の施設のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を愛媛県行政改革・地方分権推進本部本部長(以下「本部長」という。)に報告する。

- (1) 県が設置する公の施設(本部長が指定するものに限る。)のあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1回目の会議は本部長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(解散)

第5条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 2 愛媛県公の施設のあり方検討部会設置要綱(平成17年10月27日制定)は、廃止する。

愛媛県公の施設のあり方検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
兼 平 裕 子	愛媛大学 法文学部 准教授
北 田 隆	有限責任監査法人トーマツ 松山事務所長
妹 尾 克 敏	松山大学 法学部長
浜 野 勝 久	(株)日本交通社 代表取締役会長
原 正 恒	(株)いよぎん地域経済研究センター 取締役社長
三 好 慶 子	(株)ミウラチャレンジィ 代表取締役
山 本 由美子	NPO法人子育てネットワークえひめ 代表理事

(5 0 音順、敬称略)